

母子父子寡婦福祉資金貸付制度のご案内

母子父子寡婦福祉資金とは…

母子家庭（父子家庭）の方や寡婦の方などを対象に、経済的に自立していくために必要な資金を、低利子または無利子でお貸しする貸付制度です。

たとえばこんなとき、ご相談ください

- ・子どもさんが学校に進学するための費用が必要なとき
 - ・仕事をするために必要な技能・能力を習得したいとき
 - ・就職するための準備費用が必要なとき
 - ・住宅の入居の際の条件として敷金や前家賃等が必要なとき
 - ・母子家庭（父子家庭）になられて間もないため、生活が安定しないとき
 - ・失業や、疾病などのため、生活費や医療費が一時的に足りないとき
- ・・・など

この資金は、過去にこの資金を借りた人の償還金が、あなたへの貸付金の原資となり、また、将来あなたが返済される償還金が、次の借入希望の方への貸付金の原資となる仕組みとなっています。

期限までにあなたからの返済がないと、次の方が借りられないことにもなりかねません。いわばたすけあいの制度です。

● 申込み・お問い合わせ先は

○お住まいの市町村の福祉事務所

○島根県健康福祉部地域福祉課石見スタッフ

〒697-0041 浜田市片庭町254
電話番号 0855-29-5543・5546

○島根県健康福祉部青少年家庭課母子福祉グループ

〒690-8501 松江市殿町1番地
電話番号 0852-22-6688・6689
メールアドレス seisyoun@pref.shimane.lg.jp

※ 青少年家庭課ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/seishonen/> ※



島根県

母子父子寡婦福祉資金一覽表

(平成29年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金(事業経営の主体者であり、かつ事業経営上の技術又は経験を有している場合に限る) 2,850,000円 【団体】 4,290,000円 (注)複数の母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。		1年	7年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金(借金返済は対象外) 1,430,000円 【団体】 1,430,000円		6ヶ月	7年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
修学資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 ○高等学校、専修学校(高等課程) 【国公立】(自宅) 月額 27,000円 (自宅外) 月額 34,500円 【私立】(自宅) 月額 45,000円 (自宅外) 月額 52,500円 ○高等専門学校 【国公立】1年～3年 (自宅) 月額 31,500円 (自宅外) 月額 33,750円 4年～5年 (自宅) 月額 67,500円 (自宅外) 月額 76,500円 【私立】1年～3年 (自宅) 月額 48,000円 (自宅外) 月額 52,500円 4年～5年 (自宅) 月額 79,500円 (自宅外) 月額 90,000円 ○短期大学、専修学校(専門課程) 【国公立】(自宅) 月額 67,500円 (自宅外) 月額 76,500円 【私立】(自宅) 月額 79,500円 (自宅外) 月額 90,000円 ○大学 【国公立】(自宅) 月額 67,500円 (自宅外) 月額 76,500円 【私立】(自宅) 月額 81,000円 (自宅外) 月額 96,000円 ○専修学校(一般課程) 月額 48,000円	修学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等) 【一般】 月額 68,000円 【特別】(一括) 816,000円 (12月相当) (自動車運転免許 460,000円)	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
修業資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 月額 68,000円 (特別 460,000円)	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	無利子

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率	
就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童 父母のない 児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000円 (特別 330,000円)		1年	6年以内	母(父)が扶養する児童に係る場合及び連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童(介護の場合は児童を除く。) 寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 (特別 480,000円) 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子(父子)家庭になって間もない(7年未満)母(父)の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】 月額 103,000円 【技能習得】 月額 141,000円 (注1)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額10万3千円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、123万6千円(一般分の12月相当)を限度として貸し付けることができる。 (注2)生計中心者でない場合(母子・父子) 月額 69,000円 現に扶養する子のない場合、現に扶養する子の生計を維持していない場合(寡婦) 月額 69,000円 (注3)一括貸付け限度額(物価の影響による) ・知識技能を習得する期間中 423,000円 ・医療又は介護を受けている期間 309,000円 ・生活安定期間 309,000円 ・失業貸付期間 309,000円	知識技能を習得する期間中5年以内 医療又は介護を受けている期間中1年以内 母子(父子)家庭になって7年未満 離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後6ヶ月 医療又は介護終了後6ヶ月 生活安定期間の貸付期間満了後6ヶ月 失業中の貸付期間満了後6ヶ月	技能習得20年以内 医療又は介護5年以内 生活安定貸付8年以内 失業5年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現に居住し、かつ所有する住宅の補修、又は新築購入するのに必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6ヶ月	6年以内 (特別7年以内)	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
就学支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	○小学校 40,600円 ○中学校 47,400円 ○高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程・一般課程) 【国立】(自宅) 150,000円 (自宅外) 160,000円 【私立】(自宅) 410,000円 (自宅外) 420,000円 ○大学・短期大学・専修学校(専門課程) 【国立】(自宅) 370,000円 (自宅外) 380,000円 【私立】(自宅) 580,000円 (自宅外) 590,000円 ○修業施設(厚生労働大臣が定める施設に限る。) (自宅) 90,000円 (自宅外) 100,000円		6ヶ月	就学20年以内 修業5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 寡婦が扶養する子	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%

(注) 償還：月賦の口座振替を原則としている。

違約金：償還金をその償還予定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年5%の違約金が徴収される。

1. 対象となる方

島根県にお住まいの方、あるいはお住まいになる方で、

- ・母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、40歳以上の配偶者のない女性
- ・父母のない児童

2. 申請に必要な書類

- (1) 貸付申請書
- (2) 戸籍の写し（外国の方については、外国人登録済証明書）
- (3) 世帯の住民票の写し
- (4) 連帯保証人の住民票の写し
- (5) 島根県税の納税等の証明書
- (6) 前年の収入額が確認できる書類（児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます）
- (7) ほか、資金の種類別に必要な書類（お問い合わせください）

3. 貸付条件について

資金の種類は「母子父子寡婦福祉資金一覧表」のとおりです。

貸付対象、貸付限度額、貸付を受ける期間、据置期間、償還期限（返済期間）については資金の種類により異なります。

また、返済は原則月賦償還（毎月返済）となります。

その他詳細についてはお問い合わせください。

4. 適用利率

- (1) 修学資金、修業資金、就学支度資金又は就職支度資金（児童に係る場合）は、無利子です。
- (2) 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、40歳以上の配偶者のない女性が、各種資金（修学資金、修業資金、就学支度資金又は就職支度資金（児童に係る場合）を除く。）の貸付を受ける場合において、保証能力を有していると認められる連帯保証人を立てられる場合には、その貸付金は無利子となります。
連帯保証人を立てられない場合には、その貸付金の据置期間終了後年1%の利子を徴します。

5. 連帯保証人

- (1) 父母のない児童が、修学資金、修業資金、就学支度資金又は就職支度資金の貸付を受けようとするときには、保証能力を有していると認められる連帯保証人1名が必要です。
- (2) 上記4の取り扱いにおいて、将来の返済時のご負担に配慮し、連帯保証人を立てていただくことを原則とします。

6. 貸付審査

貸付にあたっては面接および申請書類により審査を行います。

審査の結果、貸付ができない場合や、減額して貸付を行う場合がありますのでご了承ください。

7. 貸付手続きの流れ

- (1) 相談窓口にて申請書や必要な書類をお渡しします。必要書類をご準備ください。
- (2) 貸付申請を受け付けてのち、面接と書類審査を行います。
- (3) 貸付が適当と認められましたら貸付決定通知書と借用書をお送りします。
- (4) 借用書は、借主、連帯借主と連帯保証人が各自、直筆で署名し、実印を押印した上で、印鑑証明書を添付して提出してください。
- (5) 借用書の提出があった後、資金を指定の口座に振り込みます。

8. 償還（返済）について

この資金は、借りられた方からの償還金（返済金）が、次に借りられる方に貸し付ける財源となる、いわば相互たすけあいの制度です。きちんとした償還計画（返済計画）を立てて、期限までに必ずお返しく下さい。

償還金（返済金）を納入期限までに納入されない場合は年5%の割合で違約金を徴収します。

また、滞納された場合は、督促や催告をするとともに、連帯保証人にも請求するほか、訪問して状況をお聞かせいただくこととなります。